

札幌市立学校設置条例及び札幌市立小学校及び中学校通学区域審
議会条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校設置条例及び札幌市立小学校及び中学校通学区域審
議会条例の一部を改正する条例

(札幌市立学校設置条例の一部改正)

第1条 札幌市立学校設置条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように
改正する。

(1) 第1条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り
下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 義務教育学校

(2) 別表(1)小学校の表中

「			」
	札幌市立栄小学校	札幌市東区北42条東10丁目	
	札幌市立福移小学校	札幌市東区中沼町	
			」

を

「			」
	札幌市立栄小学校	札幌市東区北42条東10丁目	
			」

に改め、別表(2)中学校の表中

「			」
	札幌市立札幌中学校	札幌市東区伏古8条1丁目	
	札幌市立福移中学校	札幌市東区中沼町	
			」

を

「

札幌市立札幌中学校

札幌市東区伏古8条1丁目

」

に改め、別表中(6)幼稚園の表を(7)幼稚園の表とし、(5)特別支援学校の表を(6)特別支援学校の表とし、(4)中等教育学校の表を(5)中等教育学校の表とし、(3)高等学校の表を(4)高等学校の表とし、(2)中学校の表の次に次の1表を加える。

(3) 義務教育学校

名称	位置
札幌市立義務教育学校福移学園	札幌市東区中沼町

(札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会条例の一部改正)

第2条 札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(1) 題名を次のように改める。

札幌市立小学校等通学区域審議会条例

(2) 第1条中「及び札幌市立中学校（以下「小学校及び中学校」を「、札幌市立中学校及び札幌市立義務教育学校（次条において「小学校等」に、「札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会」を「札幌市立小学校等通学区域審議会」に改める。

(3) 第2条中「及び中学校」を「等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会条例第1条に規定する札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会の委員（以下この項において「旧委員」という。）である者は、前項ただし書に規定する規定の施行の日に、第2条の規定による改正後の札幌市立小学校等通学区域審議会条例第1条に規定する札幌市立小学校等通学区域審議会の委員に委嘱され、又は任命された

ものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、同条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(理 由)

義務教育学校として福移学園を設置するとともに、福移小学校及び福移中学校を廃止する等のため、本案を提出する。